島根県報

平成25年１月18日（金）
第２，４６２号
(毎週火・金曜日発行)
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　　次

【告　示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（　〃　）	2
換地計画書の縦覧	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
保安林の指定の解除（２件）	（　〃　）	3
保安林の指定施業要件の変更	（　〃　）	4

【公　告】

公共測量の終了	（用地対策課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（下水道推進課）	5

告　　示

島根県告示第21号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第１項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第１号及び第115条の10第１号の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社　ピュアライフ島根	通所介護 介護予防通所介護	デイサービスＬａＬａ	出雲市常松町170番地	平成25年１月４日
有限会社　創康	通所介護 介護予防通所介護	デイサービス季づみ野	大田市大田町大田ロ941番地	平成25年１月７日

島根県告示第22号

介護保険法（平成９年法律第123号）第46条第１項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第１号の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
フューチャー・イノベーション・カンパニー合同会社	居宅介護支援	ケアプランたいせつ	浜田市相生町1391－８	平成25年１月１日
株式会社　ライラック	居宅介護支援	ライラック居宅介護支援事業所	出雲市中野町757－３	平成25年１月１日

島根県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第４項において準用する同法第87条第５項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
金城地区（馬場工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	浜田市役所
出雲南地区（殿川内（新田）工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所
奥出雲地区（大内原工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	奥出雲町役場

島根県告示第24号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　解除予定保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1209・1210－１・1213・1214－１・1216－１・1218（以上６筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

３　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１⑴　解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319－53、イ1319－54・イ1319－55（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

⑶　解除の理由

指定理由の消滅

２⑴　解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319－53、イ1319－54・イ1319－55（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的

公衆の保健

⑶　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第６項において準用する同条第１項の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１⑴　解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319－54・イ1319－55（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、イ1319－57、イ1319－58

⑵　保安林として指定された目的

水源の涵(かん)養

⑶　解除の理由

道路用地とするため

２⑴　解除に係る保安林の所在場所

浜田市金城町波佐イ1319－54・イ1319－55（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、イ1319－58

⑵　保安林として指定された目的

公衆の保健

⑶　解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第27号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市旭町都川2588－２、2588－５、2588－16

２　指定の目的

水源の涵(かん)養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　　　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、公共測量の終了について浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　作業種類

公共測量（地形図作成）

２　作業期間

平成24年９月７日から同年12月25日まで

３　作業地域

　浜田市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により次のとおり縦覧に供する。

　平成25年１月18日

島根県知事　溝　口　善兵衛

１　都市計画の種類

　西郷都市計画下水道

２　縦覧場所

　島根県土木部下水道推進課